



こんな封書、届いていませんか!?

架空請求

裁判所などをかたる請求にご注意



- ❶ 「訴訟」「裁判」など見慣れない言葉にあわてない
- ❷ 「解決します!」に惑わされず電話をしない
- ❸ 身に覚えのない請求には応じない

今月の標語



埼玉県マスコット「さいたまっち」

訴訟をかたる請求 気をつけろ!

困ったときは、お住まいの自治体の
消費生活相談窓口
にご相談ください

消費者ホットライン

最寄りの相談窓口
につながります!

い や や!
TEL 188

契約、悪質商法、製品・食品やサービスによる事故等のご相談は(市外局番なし188番)にお電話ください。